

平成29年4月1日から 芦屋市介護予防・日常生活支援 総合事業が始まりました！



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは？

介護保険法の改正により、高齢者の皆さまの介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設され、市の事業として多様なニーズに応じてサービスを提供できるようになりました。「総合事業」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、芦屋市では新たなサービスも利用できるようになりました。

市は、「総合事業」の他これまでの介護保険の給付サービスとともに、ボランティアによる支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくための支援を行っていきます。

ここが変わりました（総合事業の特徴）

「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「総合事業」に移行しました！

要支援の認定を受けている方への予防給付のうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」、「介護予防通所介護（デイサービス）」の2つのサービスを、市の事業として実施する「総合事業」の「訪問型サービス」と「通所型サービス」へ移行しました。

平成29年3月31日まで

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

介護予防福祉用具貸与
介護予防訪問看護 など

介護予防訪問介護
介護予防通所介護

平成29年4月1日から

介護給付（要介護1～5）
※ 改正前と同様です

予防給付（要支援1・2）
※ 改正前と同様です

総合事業
訪問型サービス・通所型サービス
（要支援1・2、事業対象者）

変更なし

要介護・要支援認定に加えて、「事業対象者」の区分が新設されました！

事業
対象者
とは？

平成29年4月から芦屋市で開始する総合事業のみを利用することができる新しい判定区分です。25の質問項目がある基本チェックリストを記入していただき、事業対象の基準に該当した方のことです。（65歳以上のみ）

総合事業の利用までの大まかな流れ

65歳以上のすべての方



相談

お住まいの地域の高齢者生活支援センター，芦屋市高齢介護課に相談します。
高齢者生活支援センターの職員が，訪問等により状態を確認しながら，要介護（要支援）認定申請か基本チェックリストの実施のどちらが必要であるかをともに考えます。
（例）「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具貸与」などのサービスを利用する場合は，引き続き要介護（要支援）認定が必要です。

新規

★ 基本チェックリストの実施

要介護（要支援）認定の申請

非該当

事業対象の基準に
該当した方
（事業対象者）

非該当

要支援
1・2

要介護
1～5

介護予防ケアマネジメント

高齢者生活支援センターで，本人や家族と話し合い，サービスの種類や回数を決め，ケアプランを作成します。（無料）

介護給付
サービスを利用

介護予防給付サービスを利用

65歳以上のすべての方

●一般介護予防事業の利用

事業対象者になったあとでも，要介護（要支援）認定を申請することができます。

要支援1・2の判定を受けた方

基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した方

●介護予防・生活支援サービス事業の利用

訪問型サービス（予防専門型/生活支援型）

通所型サービス（予防専門型）

※新規で予防専門型サービスを利用する場合は，要支援1・2の認定が必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業

（サービス内容については，3ページをご覧ください。）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス（ホームヘルプ）

※各サービスについて、別途、加算がある場合もあります。



● 予防専門型訪問サービス （介護予防訪問介護相当）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

★自己負担の目安（1カ月につき）

	1割負担	2割負担
週1回程度の利用	1,291円	2,582円
週2回程度の利用	2,581円	5,161円
週2回程度を超える利用 （要支援2のみ）	4,093円	8,186円

● 生活支援型訪問サービス

市が定める研修を受けた者等が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を行います。

【サービス提供時間：45分から60分】

新規

★自己負担の目安（1回につき）

	1割負担	2割負担
週1回程度の利用 （月5回まで）	221円/回	442円/回
週2回程度の利用 （月10回まで）		

通所型サービス（デイサービス）

★自己負担の目安（1カ月につき）

※別途、加算がある場合もあります。



● 予防専門型通所サービス （介護予防通所介護相当）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

	1割負担	2割負担
要支援1・事業対象者	1,759円	3,518円
要支援2	3,607円	7,214円

一般介護予防事業

※送迎はありません。

行ってみよう！



健康づくりや介護予防に取り組めるよう、65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業を行っています。

事業名	内容	問い合わせ先
さわやか教室	体操教室、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチなどの介護予防教室を開催	教室により異なるため、高齢介護課までお問い合わせください。
介護予防センター （福祉センター内）	運動トレーナーの指導によるグループエクササイズや、歯科衛生士、管理栄養士による口腔ケア・栄養に関する講座を開催 また、自由にご利用いただけるトレーニングマシンを設置	介護予防センター 31-0628
トレーナー派遣事業	自主的・継続的に体操等の介護予防に取り組むグループ（10人以上）を支援するため、運動指導トレーナーを派遣（1回90分）	
高齢者水浴開放事業	体力増進を目的とし、福祉センターの水浴訓練室（プール）を開放	福祉センター 31-0609

よくある質問

Q 現在、要支援の認定を受けているけど、今まで利用していたサービスは使えるの？

A はい。サービスの内容や利用の方法に大きな変更はありません。4月1日から「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」が総合事業のサービスとして引き続き提供されます。それ以外の予防給付サービスも従来どおりご利用いただけます。

Q 総合事業のサービスはどのように利用するのですか？

A お住まいの地域の高齢者生活支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。高齢者生活支援センターの担当者やケアマネジャーが、ご本人の意向や心身の状態などを確認し、同意を得た上でサービスを決定します。

地域の相談窓口「高齢者生活支援センター」を利用しましょう！

高齢者生活支援センターは、総合事業の利用相談・手続きなど高齢者の皆さんに必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。お住まいの地区の高齢者生活支援センターにご相談ください。

名称	住所	連絡先	担当地区
●東山手 高齢者生活支援 センター	芦屋市朝日ヶ丘町 39-20 (和風園内)	TEL 32-7552 (直通) FAX 32-5510	六麓荘町・岩園町・楠町 翠ヶ丘町・親王塚町 朝日ヶ丘町・東山町
●西山手 高齢者生活支援 センター	芦屋市山芦屋町 9-18 (アクティブライフ 山芦屋内)	TEL 25-7681 (直通) FAX 25-7687	奥山・奥池町・奥池南町・山手町 山芦屋町・東芦屋町・西山町 三条町・月若町・西芦屋町・大原町 船戸町・松ノ内町・業平町 上宮川町・三条南町・前田町・清水町
●精道 高齢者生活支援 センター	芦屋市呉川町 14-9 (保健福祉センター内)	TEL 34-6711 (直通) FAX 31-0674	茶屋之町・大樹町・公光町・川西町 津知町・竹園町・精道町・浜芦屋町 伊勢町・松浜町・平田北町・平田町 打出小槌町・宮塚町・若宮町・宮川町 浜町・西蔵町・呉川町・春日町 打出町・南宮町・大東町
●潮見 高齢者生活支援 センター	芦屋市潮見町 31-1 (あしや喜楽苑内)	TEL 34-4165 (直通) FAX 31-3714	若葉町・緑町・潮見町・高浜町 新浜町・浜風町・陽光町・海洋町 南浜町・涼風町

芦屋市総合事業に関するお問い合わせ先

芦屋市福祉部高齢介護課 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
電話：0797-38-2024 FAX：0797-38-2060